

検査用具貸出規約

いじめ・不登校総合対策センター
令和元年8月5日改正

1 貸出可能な検査用具

- ◆ 新版K式発達検査
- ◆ 田中・ビネー知能検査
- ◆ 鈴木・ビネー知能検査
- ◆ W P S S I 幼児用知能検査
- ◆ W I S C - III 知能検査
- ◆ W I S C - IV 知能検査
- ◆ W A I S - III 成人用知能検査
- ◆ K - A B C 心理・教育アセスメントバッテリー
- ◆ 絵画語彙発達検査
- ◆ I T P A 言語学習能力診断検査
- ◆ D N - C A S 認知評価システム

2 貸出対象者

鳥取県内の教育関係機関

※ 検査結果の知能指数、知能偏差値等は高度な個人情報となるため、個人情報の濫用を防ぐ観点から個人および一般への貸出は行いません。

3 使用目的

使用目的が、以下に該当する場合のみ貸出できます。

発達の遅れ、学習に必要な能力のかたより等、生活、学習で困難さのある幼児児童生徒の客観的な実態把握を行い、幼児児童生徒の得意な力、苦手な力を明らかにすることで、指導・支援の方法を探るため

※ 医学的な障がいの有無を診断するためには使用できません。

4 使用場所 鳥取県内の教育関係機関

5 貸出期間 10日未満（受取および返却の日を含む）※ それ以上を希望される場合はご相談ください。

6 使用料 無料

7 申込方法

事前に鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センターへ電話でご連絡のうえ、貸出希望日の1週間前までに申込書を提出してください。（電話受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで（土日祝日、年末年始を除く））

8 引渡方法 鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センターで直接受取、ご返却ください。 なお、運搬に要する費用は借受者でご負担ください。

9 破損等について

貸出期間中に検査用具（すべての付属品を含む）に破損や損失が生じた場合は、原状に回復するための費用をご負担いただきます。

10 その他

- (1) 検査用紙等、検査にかかる消耗品は、借受者が別途調達してください。
- (2) 検査用具の使用および検査結果の取り扱いについては、借受者の責任で行ってください。
- (3) 検査用具の保有台数には限りがあります。使用・貸出状況によってはご希望に添いかねますので、早めにご連絡をお願いします。

11 申込・問合せ先

鳥取県教育委員会事務局 いじめ・不登校総合対策センター

〒680-0941 鳥取市湖山町北5丁目201（鳥取県教育センター教育相談棟内）

電話 0857-28-2322

F A X 0857-31-3958

メール ijime-futoukou@pref.tottori.lg.jp